平成２１年（再イ）第２７号

栃木県那須塩原市鍋掛1088番地264

再生債務者　本田　三芳

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年４月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年４月20日

宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２１年（再イ）第３１１号

千葉市中央区宮崎町665番地13　エステ・スクエア青葉の森２―707号

再生債務者　佐々木富士雄

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年４月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年４月20日

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（再イ）第３３１号

千葉県市川市曽谷４丁目24番８―119号

マック市川コートⅠ

再生債務者　渡邉　　剛

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年４月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年４月20日

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（再イ）第３９５号

横浜市磯子区汐見台１丁目７番地３　グランノア汐見台Ａ―507号

再生債務者　寺田　　眞

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年４月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年４月20日

横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（再イ）第４３４号

神奈川県高座郡寒川町一之宮３丁目24番23号

再生債務者　松田　優太

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年４月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年４月20日

横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（再イ）第１号

岐阜県海津市南濃町羽沢300番地２

再生債務者　若山　光国

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年４月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年４月20日　岐阜地方裁判所大垣支部

平成２１年（再イ）第９５号

静岡県榛原郡吉田町川尻2220番地の10

再生債務者　村井　建次

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年４月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年４月20日

静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（再イ）第２１号

熊本県菊池市七城町水次1401番地

再生債務者　歌丸　　純

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年４月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年４月20日

熊本地方裁判所山鹿支部個人再生係

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

1．処分をした弁護士会　仙台弁護士会

2．処分を受けた弁護士

氏　　名　狩野　直樹

登録番号　24843

事 務 所　宮城県仙台市青葉区一番町２―11―12プレジデント一番町309　みらい法律事務所

3．処分の内容　戒告

4．処分が効力を生じた年月日

平成22年３月29日

平成22年４月12日　　日本弁護士連合会

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

1．処分をした弁護士会　鳥取県弁護士会

2．処分を受けた弁護士

氏　　名　前田　正規

登録番号　19042

事 務 所　鳥取県米子市東町257野村ビル２階

3．処分の内容　業務停止１月

4．処分が効力を生じた年月日

平成22年３月30日

平成22年４月14日　　日本弁護士連合会

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

1．処分をした弁護士会　第一東京弁護士会

2．処分を受けた弁護士

氏　　名　竹本　裕美

登録番号　19242

事 務 所　東京都港区赤坂３―21―12陶香堂ビル５階　竹本法律事務所

3．処分の内容　戒告

4．処分が効力を生じた年月日

平成22年３月26日

平成22年４月14日　　日本弁護士連合会

解散命令公告

北海道公告

別表の上覧に掲げる農業協同組合は、その代表権を有する者の所在が不明であるため、農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第九十五条の三第一項の規定に基づき、解散命令の要旨を別表下欄のとおり公告する。

平成二十二年五月七日

北海道知事　高橋はるみ

別表

名称及び主たる事務所の所在地	命令の要旨
新冠村下萬揃農業協同組合 新冠郡新冠町大字萬揃村無号地	農業協同組合法第九十五条第一項の規定に基づき、解散を命ずる。
新冠村第二受乞農業協同組合 新冠郡新冠町大字受乞村無号地	
新冠村滑若第二農業協同組合 新冠郡新冠町字若園六十八番地	

（教示）

1　この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内に、知事に異議申立てをすることができます。

2　この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日（前項による異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して六月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、処分又は決定があったことを知った日の翌日から起算して六月以内であっても、処分又は決定の日の翌日から起算して一年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。